

人生デッサンモデル事業業務委託仕様書

1 業務名

人生デッサンモデル事業業務委託

2 目的

令和7年度に実施した「効果的な結婚支援等の在り方調査研究」において、基本的な方針として「未来志向の人生デッサン」を掲げ、就職や結婚・子育てを含めた自分の人生と向き合い、未来をデッサンする（未来の下絵を描く）機会を提供し、県民が希望を叶え、人生に色づけしていくための支援を行うと定め、県の役割の一つとして、「結婚という選択肢も見据えたライフデザインの支援等を主体的に実施」すると整理した。

このことを踏まえ、特にライフイベントを迎える際にライフデザインを行ったことがない割合が高い若年層（高校生、大学生、社会人）に対し、ライフデザインの支援を行う必要がある。

本事業では、①成功と失敗とにかかわらず、人生の模擬体験ができる手法、②参加者が楽しみ、モチベーションが上がる手法、③個人の知識や経験の共有化、自己理解・相互理解が図られる手法を取り入れたツールを開発し、参加者が自らの価値観に基づき人生を主体的に考え、将来に対する不安を低減し、行動に向かう意欲を高めることを目的とする。

3 業務内容

本業務は、ツールの開発、デモンストレーションの実施（以下、「デモ」という。）、検証及び改善を一体的に行うものであり、実施結果を踏まえた継続的な改善を行うことを前提とする。

(1) ツールの開発

ツールを利用する者（以下「ツール利用者」という。）が自分の将来について考え、将来について不透明な状態から自分の目標を持てる状態を目指し、次の内容を踏まえ、①及び②が連動するよう開発すること。

- ・ツール利用者がとっかかりやすく楽しい体験を得られる。
- ・自身の価値観に基づいた人生の模擬体験を行うことで、自分事化できる。
- ・下記②の実施の前後で、自身の変化を体感できる。
- ・一緒にプレイする他者の価値観にも触れ、自身の価値観や目標を再確認できる。

① 自己分析ツールの開発

- ・当ツールは、簡易的な仕様とすること。
- ・入力した結果に基づき、各個人の価値観・性格・願望等を言語化できるようにすること。また、キャラクター設定など馴染みやすい仕様とすること。
- ・下記②の実施前後で実施するため、その実施前後で自己分析の結果の変化が把握できるようにすること。
- ・自己分析結果は、優劣や正解・不正解を示すものではなく、自己理解を深めるための参考情報として活用するものとする。
- ・誰でも内容を理解し、説明できる取扱説明書を作成すること。

② 人生シミュレーションツール（アナログゲーム）

当ツールは、娯楽性のみを目的としたものではなく、参加者が自身の価値観や人生の選択について主体的に考え、他者との対話を通じて気づきを得ることを目的とした体験型教材として設計すること。

また、当ツールはファシリテーターの進行や問いかけを前提とした設計とし、参加者同士の対話や振り返りが促進される構成とすること。

- ・4～6人程度で実施できるボードゲームとすること。
- ・人生を模擬体験（シミュレーション）できる内容とすること。
- ・高校生・大学生・社会人の3種類を開発すること。
- ・自分の価値観に沿った人生を考え、他者との対話により新たな気づき（他者の価値観に触れる）を得られる内容とすること。

- ・ライフイベント毎や、ライフステージ間の日常の出来事について、選択しながら進んでいく内容とすること。
- ・人生の不確実性を表現するため、偶発性を取り入れ、毎回同じ結果とならないような内容とすること。
- ・誰でも内容を理解し、説明できる取扱説明書を作成すること。また、ファシリテーターが不在でも当ツールを活用できるよう、進行の動画を作成すること。

(2) (1) のデモの実施及びその結果に基づいた改善

- ・(1) をよりよいツールとするため、県内の高校・大学・企業（市町村と連携）等向けにデモを実施すること（実施する学校や企業等については、県と協議の上決定すること）。
- ・デモは、高校と大学は各5回程度、企業（市町村と連携）等は2回程度実施すること。
- ・ツールをより良いものにするため、ツールの課題や改善点が聴取できるアンケートを実施することとし（質問項目等については、県と協議の上決定すること）、アンケート結果を踏まえ、その都度（1）を改善すること。

(3) 有識者会議等の実施

- ・よりよいツールを開発するため、有識者の意見を聴取（3回）し、その意見をツール開発に反映すること。
- ・当業務の基本的な方向性やツールの内容等を説明する個別訪問（オンライン可）を令和8年6月頃（デモ実施前まで）に行う。また、当業務の進捗の説明や、ツール等への意見を聴取するため、令和8年9月頃に有識者会議（中間報告）、令和8年11月頃に有識者会議（最終報告）を実施すること。
- ・有識者の選定については、県と協議の上決定すること。
- ・有識者会議等に要するすべての経費（講師謝金・会場等）は受託者の負担とすること。

(4) その他

上記（1）～（4）に付帯する事務

4 契約期間

委託契約締結日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

5 成果品

提出する成果品は以下のとおりとし、(3)～(5)については、紙媒体（2部）及び電子データで提出すること。

- (1) 自己分析ツール（簡易版）（取扱説明書含む）
※電子媒体又は紙媒体（600部）のいずれかで提出すること。
- (2) 人生シミュレーションツール（取扱説明書・進行動画含む）
各50セット（3種類）
- (3) 有識者会議等の報告書（個別説明・中間報告・最終報告開催日から1か月以内までに提出）
- (4) 最終報告書
- (5) その他、本業務実施にあたり作成、収集した資料一式

<留意事項>

- ・電子データは「Microsoft Office」を用い作成すること。なお、データ形式は、「Microsoft Office 2016以降」のソフトウェアで閲覧、及び編集が可能なものとする。
- ・電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん、外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを必ず行うこと。
- ・成果品については、外観にタイトル等を表記し、内容がわかるようにすること。

- ・受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに県が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

6 事業実施体制

- (1) 短期間での事業実施が必要となることから、業務遂行に十分な人員を配置するとともに、業務管理責任者を配置し、適切に事業の管理を行うこと。
- (2) 業務全体の進捗管理及び方向性の認識を合わせるために、対面またはオンライン形式にて定期的に打合せを実施（隔週1回程度）し、毎回議事録を作成（打合せから3営業日以内に提出）すること。

7 その他

- (1) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行いながら実施すること。
- (2) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。
受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- (3) 当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。ただし、受託者が本契約締結以前から保有していた知的財産、ノウハウ、アイデア又は汎用的な手法等は、本契約の成果品には含まれないものとする。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、県の指示に基づくものとする。
- (5) 委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議の上決定すること。
- (6) 受託者は、業務の全部又は委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議の上決定すること。
- (7) 仕様書に定めのない事項については、県と協議の上決定すること。